

# 公共工事等における入札及び契約過程並びに契約内容等に係る情報の公表要領

## 第1 趣旨

この要領は、山梨県が発注する公共工事および公共工事に係る設計、測量、調査等の業務委託（以下「工事等」という。）に係る入札及び契約等に関する情報（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、県の行為を秘密にする必要があるものを除く）を公表するために必要な事項を定める。

## 第2 公表の内容

次に掲げる事項について公表するものとする。

### (1) 通則的事項

- ① 入札参加資格
- ② 入札参加有資格者名簿
- ③ 「山梨県建設工事等指名選定要領」
- ④ 総合評価落札方式に係るガイドライン及び実施要領並びに低入札価格調査実施要領
- ⑤ 一般競争入札及び指名競争入札に係る事務処理要領
- ⑥ 「山梨県入札監視委員会設置要綱」及び「山梨県入札監視委員会運営要領」
- ⑦ 入札監視委員会における委員の氏名及び職業並びに審議の概要
- ⑧ 「公共工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きに関する要領」
- ⑨ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」
- ⑩ 指名停止措置の対象となった業者名、指名停止措置期間、指名停止措置理由
- ⑪ 工事等に係る監督・検査に関する基準
- ⑫ 工事等の技術検査に関する要領
- ⑬ 工事等の成績評定要領
- ⑭ 施工体制の把握のための要領

### (2) 一般競争入札に付した場合

- ① 一般競争入札参加資格
- ② 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出した業者名
- ③ 入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ④ 予定価格（税抜き）
- ⑤ 予定価格（税抜き）の積算内訳
- ⑥ 低入札調査基準価格又は最低制限価格を定めた場合の当該価格
- ⑦ 総合評価落札方式による入札の場合の総合評価結果（山梨県建設工事総合評価実施要領様式4-1又は様式4-2）
- ⑧ 低入札価格調査を実施した場合の次の書面
  - イ) 低入札価格調査実施要領第9及び第10に規定する「低入札価格調査表」
  - ロ) 低入札価格調査実施要領第13の規定により会計管理者等に提出した書面

- ⑨ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額並びに最低制限価格未満の入札者名
- ⑩ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- ⑪ 次に掲げる契約の内容
  - イ) 契約の相手方の商号又は名称
  - ロ) 工事等の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
- ⑫ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑪ロ)及び契約変更の理由
- ⑬ 成績評定点通知書
- ⑭ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

(3) 指名競争入札に付した場合

- ① 指名業者名及び指名の理由
- ② 公募型指名競争入札時の入札参加資格
- ③ 公募型指名競争入札に付そうとした場合における次に掲げる事項
  - イ) 技術資料を提出した業者名
  - ロ) 指名されなかった業者名
  - ハ) 指名されなかった理由
- ④ 予定価格(税抜き)
- ⑤ 予定価格(税抜き)の積算内訳
- ⑥ 最低制限価格を定めた場合における当該価格
- ⑦ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額並びに最低制限価格未満の入札者名
- ⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- ⑨ 次に掲げる契約の内容
  - イ) 契約の相手方の商号又は名称
  - ロ) 工事等の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
- ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ)及び契約変更の理由
- ⑪ 成績評定点通知書
- ⑫ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

(4) 随意契約によることとした場合

- ① 随意契約理由書
- ② 予定価格(税抜き)
- ③ 予定価格(税抜き)の積算内訳
- ④ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- ⑤ 次に掲げる契約の内容
  - イ) 契約の相手方の商号又は名称

- ロ) 工事等の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
- ⑥ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑤ロ)及び契約変更の理由
- ⑦ 成績評定点通知書
- ⑧ 工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

### 第3 公表の時期

次に掲げる時期に公表するものとする。

#### (1) 通則的事項

第2(1)の①から⑥、⑧、⑨及び⑩から⑭は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。また、当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

第2(1)⑦のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更があった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

第2(1)⑩は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

#### (2) 一般競争入札に付した場合

第2(2)①及び④は、入札公告時に公表するものとする。

第2(2)②、③、⑤から⑨及び⑪は、落札者決定後速やかに公表するものとする。

第2(2)⑩及び⑭は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

第2(2)⑫は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

第2(2)⑬は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

#### (3) 指名競争に付した場合

第2(3)①、③、⑤から⑦及び⑨は、落札者決定後速やかに公表するものとする。

第2(3)②は、入札公告時に公表するものとする。

第2(3)④は、公募型指名競争入札に付するものは入札公告時に、その他の指名競争入札に付するものは指名競争入札通知書送付時に公表するものとする。

第2(3)⑧及び⑫は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

第2(3)⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

第2(3)⑪は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

#### (4) 随意契約によることとした場合

第2(4)①から③並びに⑤は、落札者決定後速やかに、公表するものとする。

第2(4)④及び⑧は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

第2(4)⑥は契約の変更後速やかに公表するものとする。

第2(4)⑦は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

## 第4 公表の方法

山梨県ホームページ又は山梨県公共事業ポータルサイトへの掲載により公表する。

ただし、第2(1)⑩については、山梨県ホームページへの掲載に加え、報道機関へ資料提供を行い、第2(2)⑭、(3)⑫及び(4)⑧については、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

## 第5 公表の場所

第4の公表の方法のうち、閲覧所を設け閲覧に供する方法による場合には、当該工事等を担当する事務所の担当部署において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

## 第6 公表の期間

次に掲げる期間において公表するものとする。

### (1) 通則的事項

第2(1)①、③から⑥、⑧、⑨及び⑪から⑭については、常時公表するものとする。

第2(1)②については、当該名簿が有効である期間中、公表するものとする。

第2(1)⑦については、当該審議が行われた日から起算して1年経過した日の属する年度の末日まで公表するものとする。

第2(1)⑩については、当該措置を行った日から起算して3年経過した日の属する年度の末日まで公表するものとする。

### (2) 一般競争入札及び指名競争入札に付した場合並びに随意契約によることとした場合

次に掲げるものを除き、当該契約にかかる工事等が完成した日から起算して1年経過した日の属する年度の末日まで公表するものとする。

第2(2)①及び(3)②については、掲載した日の翌日から起算して2年経過した日の属する年度の末日まで公表するものとする。

第2(2)⑩及び⑭、(3)⑧及び⑫並びに(4)④及び⑧については、回答書面の公表日の翌日から起算して1年間公表するものとする。

第2(2)⑬、(3)⑪及び(4)⑦については、当該通知をした日から起算して3年経過した日の属する年度の末日まで公表するものとする。

## 附則

1 本要領は、令和6年3月1日から施行する。

2 「公共工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表要領」(平成13年10月1日施行)、「工事のための測量、試験及び設計の委託に係る入札結果等公表要領」(平成25年4月1日施行)及び「建設工事等に係る入札結果等公表要領」(平成10年7月1日施行)は、本要領の施行によりその効力を失う。